

平成 29 年 2 月 28 日

【照会先】

政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室長 井嶋 俊幸
統計専門官 柏木 貴久子
就労条件係 (内線 7639・7638)
(代表電話) 03-5253-1111
(直通電話) 03-3595-3147

平成 28 年就労条件総合調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
利用上の注意	2 頁
結果の概要	
1 労働時間制度	
(1) 所定労働時間	3 頁
(2) 週休制	4 頁
(3) 年間休日総数	6 頁
(4) 年次有給休暇	7 頁
(5) 変形労働時間制	9 頁
(6) みなし労働時間制	11 頁
2 定年制等	
(1) 定年制	13 頁
(2) 一律定年制における定年年齢の状況	14 頁
(3) 一律定年制における定年後の措置	15 頁
3 賃金制度	
(1) 時間外労働の割増賃金率	17 頁
(2) 1 か月 60 時間を超える時間外労働に係る 割増賃金率及び代替休暇制度	18 頁
4 労働費用	
(1) 労働費用総額	19 頁
(2) 現金給与以外の労働費用	20 頁
(3) 法定福利費	21 頁
(4) 法定外福利費	22 頁
5 派遣労働者関係費用等	
(1) 派遣労働者の受入状況	23 頁
(2) 派遣労働者数の変化	24 頁
(3) 派遣、業務請負を活用する業務の変化	25 頁
(4) 派遣労働者が担当している業務の今後の予定	26 頁
主な用語の定義	27 頁

平成 28 年就労条件総合調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、定年制等、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

全国

(2) 調査対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく 16 大産業 [鉱業，採石業，砂利採取業，建設業，製造業，電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業，卸売業，小売業，金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育，学習支援業，医療，福祉，複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体，宗教及び外国公務を除く。)] に属する常用労働者が 30 人以上の民間企業を対象とし、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）を客体とした。

3 調査の時期

平成 28 年 1 月 1 日現在の状況について調査を行った。ただし、年間については、平成 27 年（又は平成 26 会計年度）1 年間の状況について調査を行った。

4 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、定年制等に関する事項、賃金制度に関する事項、労働費用に関する事項及び派遣労働者関係費用等に関する事項

5 調査方法

厚生労働省から調査客体企業に調査票を郵送し、記入された調査票を郵送により回収する方法及びオンラインを利用した調査票への回答をオンラインにより回収する方法で実施した。

6 調査系統

厚生労働省－調査客体企業

7 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 6,310 有効回答数 4,520 有効回答率 71.6%

利用上の注意

- 1 本調査では、「1 労働時間制度」「2 定年制等」及び「3 賃金制度」については、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）を対象としている。また、「4 労働費用」については、企業全体の全常用労働者（期間を定めて雇われている労働者及びパートタイム労働者を含む。）を対象としている。
- 2 表章記号について
 - (1)「0.0」は、該当する数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
 - (2)「－」は、該当する数値がない場合を示す。
- 3 構成比は四捨五入しているため、その合計が 100.0%にならない場合がある。
- 4 東日本大震災への対応
平成 27 年 9 月 5 日に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）を含む市町村に所在する企業を調査対象から除外し、調査を行った。

結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間45分（前年7時間45分）、労働者1人平均7時間45分（同7時間45分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間26分（同39時間26分）、労働者1人平均39時間04分（同39時間03分）となっている。週所定労働時間の1企業平均を企業規模別にみると、1,000人以上が38時間58分（同38時間58分）、300～999人が39時間04分（同39時間02分）、100～299人が39時間18分（同39時間20分）、30～99人が39時間32分（同39時間30分）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が38時間02分（同38時間00分）で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が40時間06分（同40時間17分）で最も長くなっている。（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

（単位：時間、分）

企業規模・産業・年	1日の所定労働時間		週所定労働時間	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾
平成28年調査計	7 : 45	7 : 45	39 : 26	39 : 04
1,000人以上	7 : 45	7 : 44	38 : 58	38 : 44
300～999人	7 : 44	7 : 44	39 : 04	38 : 58
100～299人	7 : 45	7 : 45	39 : 18	39 : 13
30～99人	7 : 45	7 : 46	39 : 32	39 : 29
鉱業,採石業,砂利採取業	7 : 39	7 : 33	39 : 05	38 : 18
建設業	7 : 39	7 : 44	39 : 32	39 : 21
製造業	7 : 48	7 : 49	39 : 19	39 : 07
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 39	7 : 40	38 : 38	38 : 25
情報通信業	7 : 47	7 : 41	38 : 59	38 : 28
運輸業,郵便業	7 : 39	7 : 41	39 : 39	39 : 16
卸売業,小売業	7 : 44	7 : 45	39 : 33	39 : 07
金融業,保険業	7 : 35	7 : 28	38 : 02	37 : 25
不動産業,物品賃貸業	7 : 40	7 : 39	39 : 08	38 : 44
学術研究,専門・技術サービス業	7 : 47	7 : 44	39 : 02	38 : 42
宿泊業,飲食サービス業	7 : 43	7 : 47	40 : 06	39 : 42
生活関連サービス業,娯楽業	7 : 39	7 : 38	39 : 28	39 : 22
教育,学習支援業	7 : 43	7 : 37	39 : 19	38 : 55
医療,福祉	7 : 51	7 : 47	39 : 32	39 : 19
複合サービス事業	7 : 35	7 : 47	38 : 33	39 : 08
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 45	7 : 47	39 : 17	39 : 13
平成27年調査計	7 : 45	7 : 45	39 : 26	39 : 03

注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。

(2) 週休制

ア 形態別企業割合

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は88.6%（前年85.2%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は49.0%（同50.7%）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が69.1%（同69.3%）、300～999人が60.0%（同59.5%）、100～299人が49.6%（同54.1%）、30～99人が47.2%（同48.3%）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が90.7%（同91.2%）で最も高く、運輸業、郵便業が25.1%（同29.6%）で最も低くなっている。（第2表）

第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
	[]内の数値	割合					
平成28年調査計	[100.0]	100.0	5.6	88.6	39.6	49.0	5.8
1,000人以上	[2.2]	100.0	1.6	89.6	20.5	69.1	8.8
300～999人	[6.7]	100.0	2.2	89.7	29.8	60.0	8.1
100～299人	[20.9]	100.0	3.9	87.8	38.1	49.6	8.3
30～99人	[70.3]	100.0	6.5	88.7	41.5	47.2	4.8
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	3.2	95.7	63.4	32.4	1.1
建設業	[6.3]	100.0	12.0	83.7	56.3	27.4	4.3
製造業	[21.8]	100.0	1.4	90.6	41.2	49.3	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.2]	100.0	2.3	90.7	24.0	66.6	7.0
情報通信業	[3.4]	100.0	-	95.4	9.0	86.5	4.6
運輸業、郵便業	[7.8]	100.0	14.8	83.0	58.0	25.1	2.2
卸売業、小売業	[17.5]	100.0	6.9	88.7	46.3	42.4	4.4
金融業、保険業	[1.0]	100.0	0.7	97.6	6.9	90.7	1.7
不動産業、物品賃貸業	[1.8]	100.0	6.9	86.9	42.1	44.8	6.2
学術研究、専門・技術サービス業	[2.6]	100.0	-	95.5	19.4	76.1	4.5
宿泊業、飲食サービス業	[5.5]	100.0	12.2	85.0	51.1	34.0	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	[4.1]	100.0	10.2	86.2	45.9	40.3	3.7
教育、学習支援業	[2.9]	100.0	6.1	92.3	38.2	54.1	1.6
医療、福祉	[17.0]	100.0	2.7	86.7	25.0	61.7	10.6
複合サービス事業	[0.5]	100.0	4.5	93.2	36.9	56.3	2.3
サービス業(他に分類されないもの)	[7.6]	100.0	3.4	92.4	32.1	60.3	4.2
平成27年調査計		100.0	6.8	85.2	34.5	50.7	8.0

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

イ 形態別適用労働者割合

週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は88.2%（前年85.2%）、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は59.8%（同61.1%）となっている（第3表）。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

企業規模・産業・年	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制		
平成28年調査計	[100.0]	100.0	2.9	88.2	28.4	59.8	8.9
1,000人以上	[36.7]	100.0	1.0	87.4	15.3	72.1	11.7
300～999人	[18.9]	100.0	2.3	90.6	28.0	62.6	7.1
100～299人	[20.9]	100.0	3.6	87.2	36.8	50.3	9.2
30～99人	[23.6]	100.0	5.6	88.3	40.7	47.6	6.0
鉱業,採石業,砂利採取業	[0.1]	100.0	2.2	96.1	45.2	50.9	1.6
建設業	[5.1]	100.0	5.9	89.9	39.2	50.7	4.2
製造業	[27.8]	100.0	0.6	88.8	23.8	65.0	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.8]	100.0	0.1	88.1	8.9	79.2	11.8
情報通信業	[5.3]	100.0	-	96.8	6.7	90.1	3.2
運輸業,郵便業	[8.6]	100.0	8.4	72.7	42.4	30.3	18.8
卸売業,小売業	[14.0]	100.0	2.3	87.9	36.3	51.6	9.8
金融業,保険業	[4.2]	100.0	0.1	98.2	2.3	95.9	1.7
不動産業,物品賃貸業	[1.8]	100.0	2.8	93.0	32.1	60.9	4.2
学術研究,専門・技術サービス業	[2.9]	100.0	-	90.9	9.5	81.5	9.1
宿泊業,飲食サービス業	[2.5]	100.0	4.4	86.2	45.3	40.9	9.4
生活関連サービス業,娯楽業	[2.4]	100.0	10.7	81.9	40.6	41.3	7.3
教育,学習支援業	[3.3]	100.0	8.2	88.7	32.5	56.2	3.1
医療,福祉	[14.4]	100.0	3.6	87.2	32.8	54.5	9.1
複合サービス事業	[1.8]	100.0	1.1	97.4	15.0	82.4	1.5
サービス業(他に分類されないもの)	[4.9]	100.0	2.5	93.5	26.8	66.7	4.1
平成27年調査計		100.0	3.3	85.2	24.1	61.1	11.6

注：1) []内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

平成27年(又は平成26会計年度)の年間休日総数の1企業平均は108.0日(前年107.5日)、労働者1人平均は113.8日(同113.2日)となっている。1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000人以上が115.3日(同114.4日)、300~999人が113.4日(同112.0日)、100~299人が109.7日(同110.0日)、30~99人が106.8日(同106.2日)となっている。産業別にみると、情報通信業が121.9日(同120.5日)で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が95.7日(同95.3日)で最も少なくなっている。(第4表)

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

企業規模・産業・年	(単位：%)										1企業平均年間休日総数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾ (日)
	全企業	年間休日総数階級								130日以上		
		69日以下	70~79日	80~89日	90~99日	100~109日	110~119日	120~129日	130日以上			
平成28年調査計	100.0	1.9	3.1	7.0	10.3	32.0	15.2	29.6	0.9	108.0	113.8	
1,000人以上	100.0	0.3	1.0	1.0	3.6	24.4	18.8	49.5	1.4	115.3	118.3	
300~999人	100.0	0.6	1.6	2.4	5.5	25.2	20.9	42.2	1.6	113.4	115.1	
100~299人	100.0	0.9	3.3	3.9	9.5	31.6	18.0	31.5	1.2	109.7	111.2	
30~99人	100.0	2.3	3.3	8.5	11.3	33.0	13.7	27.2	0.7	106.8	108.0	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	2.9	10.5	15.8	40.4	12.7	17.6	-	104.9	110.4	
建設業	100.0	2.4	3.7	19.4	13.6	30.7	8.3	20.6	1.4	103.3	111.9	
製造業	100.0	-	1.0	3.9	8.5	29.5	25.2	30.7	1.2	111.6	117.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.1	1.1	4.6	6.8	19.7	65.5	1.1	118.1	122.0	
情報通信業	100.0	-	0.1	-	0.7	9.0	8.9	78.1	3.2	121.9	122.2	
運輸業、郵便業	100.0	4.8	8.4	18.3	17.7	34.9	3.8	11.4	0.7	98.0	103.2	
卸売業、小売業	100.0	2.8	3.5	7.6	15.1	35.5	11.7	23.7	0.2	105.1	111.1	
金融業、保険業	100.0	-	0.7	0.7	0.7	2.9	7.2	86.4	1.5	120.6	120.2	
不動産業、物品賃貸業	100.0	2.2	2.7	4.8	14.2	28.8	14.3	31.4	1.6	108.5	114.1	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	-	0.3	0.3	1.6	18.4	11.6	66.8	1.0	118.3	120.1	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	9.3	8.5	10.4	15.6	44.8	5.7	5.6	-	95.7	101.9	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	1.5	7.6	17.2	11.7	37.8	2.8	21.4	-	101.6	103.1	
教育、学習支援業	100.0	-	1.7	6.7	10.7	22.5	15.3	34.4	8.8	112.8	114.6	
医療、福祉	100.0	0.6	1.2	0.9	6.7	35.8	23.3	31.5	0.1	111.6	112.6	
複合サービス事業	100.0	0.5	1.9	1.9	12.7	19.2	11.5	52.3	-	112.9	116.9	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.1	3.6	4.9	5.6	32.8	12.9	38.0	-	109.4	111.2	
平成27年調査計	100.0	1.8	3.9	6.6	9.6	32.9	16.7	27.3	1.2	107.5	113.2	

注：1) 「1企業平均年間休日総数」は、前年(又は前々会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 「労働者1人平均年間休日総数」は、前年(又は前々会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

ア 年次有給休暇の取得状況

平成 27 年（又は平成 26 会計年度）1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）は労働者 1 人平均 18.1 日（前年 18.4 日）、そのうち労働者が取得した日数は 8.8 日（同 8.8 日）で、取得率は 48.7%（同 47.6%）となっている。

取得率を企業規模別にみると、1,000 人以上が 54.7%（同 52.2%）、300～999 人が 47.1%（同 47.1%）、100～299 人が 44.8%（同 44.9%）、30～99 人が 43.7%（同 43.2%）となっている。（第 5 表）

第 5 表 労働者 1 人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者 1 人平均 付与日数 ¹⁾ (日)	労働者 1 人平均 取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
平成 28 年調査計	18.1	8.8	48.7
男	18.4	8.4	45.8
女	17.2	9.3	54.1
1,000 人以上	19.1	10.4	54.7
300～999 人	18.0	8.5	47.1
100～299 人	17.7	7.9	44.8
30～99 人	17.0	7.4	43.7
鉱業,採石業,砂利採取業	18.0	10.4	57.7
建設業	17.8	6.8	38.2
製造業	18.8	10.4	55.4
電気・ガス・熱供給・水道業	19.4	13.8	71.3
情報通信業	19.3	10.7	55.5
運輸業,郵便業	17.7	8.5	48.2
卸売業,小売業	18.0	6.4	35.5
金融業,保険業	19.4	9.5	49.0
不動産業,物品賃貸業	17.4	7.1	40.9
学術研究,専門・技術サービス業	18.6	9.6	51.6
宿泊業,飲食サービス業	16.0	5.2	32.6
生活関連サービス業,娯楽業	15.7	6.2	39.4
教育,学習支援業	18.5	7.6	41.0
医療,福祉	16.7	8.4	50.2
複合サービス事業	19.5	12.4	63.7
サービス業(他に分類されないもの)	16.8	8.0	47.9
平成 27 年調査計	18.4	8.8	47.6

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。

2) 「取得日数」は、前年（又は前々会計年度）1 年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(%)である。

イ 年次有給休暇の時間単位取得制度

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は16.8%（前年16.2%）となっている（第6表）。

第6表 年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、取得可能日数階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	年次有給休暇の 時間単位取得制 度がある企業 1)2)	年次有給休暇の時間単位取得可能日数							年次有給休暇 の時間単位取 得制度がない 企業	
			1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上		
			平成28年調査計	100.0	16.8	(100.0)	(2.2)	(7.1)	(4.5)		(1.8)
1,000人以上	100.0	17.5	(100.0)	(3.5)	(4.2)	(5.9)	(3.3)	(76.0)	(0.6)	(-)	82.5
300～999人	100.0	18.7	(100.0)	(3.5)	(4.3)	(1.8)	(1.7)	(76.1)	(3.6)	(0.2)	81.3
100～299人	100.0	20.5	(100.0)	(2.8)	(9.7)	(2.9)	(2.7)	(73.3)	(0.5)	(0.8)	79.5
30～99人	100.0	15.5	(100.0)	(1.8)	(6.5)	(5.4)	(1.4)	(70.5)	(5.0)	(1.3)	84.5
平成27年調査計	100.0	16.2	(100.0)	(1.6)	(5.2)	(1.7)	(2.3)	(81.2)	(-)	(0.7)	83.8

注：1) ()内の数値は、年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業を100とした割合である。

2) 「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、取得可能日数が未定の企業を含む。

(5) 変形労働時間制

ア 種類別採用企業割合

変形労働時間制を採用している企業割合は60.5%（前年52.8%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が70.7%（同63.9%）、300～999人が67.2%（同64.3%）、100～299人が64.0%（同60.3%）、30～99人が58.5%（同49.1%）となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が79.9%（同83.2%）で最も高く、金融業、保険業が26.9%（同25.8%）で最も低くなっている。

変形労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「1年単位の変形労働時間制」が34.7%（同30.6%）、「1か月単位の変形労働時間制」が23.9%（同20.3%）、「フレックスタイム制」が4.6%（同4.3%）となっている。（第7表）

第7表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

企業規模・産業・年	全企業	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
			(単位：%)			
平成28年調査計	100.0	60.5	34.7	23.9	4.6	39.5
1,000人以上	100.0	70.7	22.3	41.7	22.1	29.3
300～999人	100.0	67.2	28.5	35.0	13.8	32.8
100～299人	100.0	64.0	34.2	28.9	6.0	36.0
30～99人	100.0	58.5	35.8	20.8	2.8	41.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	79.9	65.8	13.0	8.0	20.1
建設業	100.0	65.6	50.6	14.4	1.1	34.4
製造業	100.0	67.5	55.3	10.2	6.5	32.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.8	25.7	43.4	10.3	35.2
情報通信業	100.0	35.1	3.8	13.2	21.3	64.9
運輸業、郵便業	100.0	75.5	51.7	22.6	3.7	24.5
卸売業、小売業	100.0	55.6	34.6	19.3	3.0	44.4
金融業、保険業	100.0	26.9	5.3	15.2	7.8	73.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	55.5	31.5	22.7	4.0	44.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	40.8	20.1	9.0	14.3	59.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	55.1	16.1	33.6	4.4	44.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	60.8	34.0	29.7	0.1	39.2
教育、学習支援業	100.0	53.1	40.7	14.3	2.6	46.9
医療、福祉	100.0	66.4	13.5	54.0	0.7	33.6
複合サービス事業	100.0	55.0	31.6	23.7	14.0	45.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	49.3	27.2	20.2	6.8	50.7
平成27年調査計	100.0	52.8	30.6	20.3	4.3	47.2

注：1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の変形労働時間制」を採用している企業を含む。

イ 種類別適用労働者割合

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は52.3%（前年46.5%）で、変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は21.5%（同20.2%）、「1か月単位の変形労働時間制」は23.0%（同19.7%）、「フレックスタイム制」は7.8%（同6.7%）となっている（第8表）。

第8表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
平成28年調査計	100.0	52.3	21.5	23.0	7.8	47.7
1,000人以上	100.0	48.0	8.3	25.8	13.9	52.0
300～999人	100.0	54.0	21.0	24.6	8.4	46.0
100～299人	100.0	57.2	30.4	23.5	3.2	42.8
30～99人	100.0	53.4	34.4	16.8	1.9	46.6
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	53.3	39.7	11.0	2.5	46.7
建設業	100.0	46.8	31.6	11.6	3.6	53.2
製造業	100.0	54.3	29.5	9.6	15.2	45.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.2	3.5	25.3	24.4	46.8
情報通信業	100.0	33.1	2.4	7.5	23.3	66.9
運輸業,郵便業	100.0	76.6	36.5	37.5	2.6	23.4
卸売業,小売業	100.0	57.0	29.4	22.8	4.6	43.0
金融業,保険業	100.0	16.2	0.9	12.7	2.5	83.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	46.2	20.5	19.1	6.7	53.8
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	38.0	11.3	10.2	16.5	62.0
宿泊業,飲食サービス業	100.0	62.9	14.7	45.3	1.6	37.1
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	59.1	21.5	37.3	0.3	40.9
教育,学習支援業	100.0	37.9	17.3	19.6	0.9	62.1
医療,福祉	100.0	57.4	7.5	49.8	0.1	42.6
複合サービス事業	100.0	34.4	4.3	27.2	2.8	65.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	45.4	17.9	22.9	4.7	54.6
平成27年調査計	100.0	46.5	20.2	19.7	6.7	53.5

注：1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(6) みなし労働時間制

ア 種類別採用企業割合

みなし労働時間制を採用している企業割合は11.7%（前年13.0%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「事業場外みなし労働時間制」が10.0%（同11.3%）、「専門業務型裁量労働制」が2.1%（同2.3%）、「企画業務型裁量労働制」が0.9%（同0.6%）となっている（第9表）。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			平成28年調査計	100.0	11.7	
1,000人以上	100.0	26.0	17.8	9.5	4.7	74.0
300～999人	100.0	18.1	14.8	4.2	1.7	81.9
100～299人	100.0	14.8	13.0	2.2	0.7	85.2
30～99人	100.0	9.7	8.4	1.6	0.8	90.3
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	8.5	7.4	-	1.1	91.5
建設業	100.0	15.8	15.4	0.7	1.5	84.2
製造業	100.0	14.1	12.4	3.0	0.9	85.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	7.9	7.5	0.4	0.4	92.1
情報通信業	100.0	29.6	13.8	20.1	3.0	70.4
運輸業,郵便業	100.0	8.2	8.1	0.0	0.0	91.8
卸売業,小売業	100.0	15.9	14.3	0.9	1.8	84.1
金融業,保険業	100.0	15.0	11.1	1.6	2.9	85.0
不動産業,物品賃貸業	100.0	18.9	17.1	1.9	0.2	81.1
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	17.1	14.5	7.4	2.9	82.9
宿泊業,飲食サービス業	100.0	7.2	5.8	1.4	0.1	92.8
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	6.8	6.8	-	0.0	93.2
教育,学習支援業	100.0	9.2	3.3	6.1	-	90.8
医療,福祉	100.0	2.8	2.7	0.1	-	97.2
複合サービス事業	100.0	10.8	10.8	-	-	89.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	10.3	8.8	0.4	1.0	89.7
平成27年調査計	100.0	13.0	11.3	2.3	0.6	87.0

イ 種類別適用労働者割合

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.1%（前年8.4%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が6.4%（同7.0%）、「専門業務型裁量労働制」が1.4%（同1.1%）、「企画業務型裁量労働制」が0.3%（同0.2%）となっている（第10表）。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
平成28年調査計	100.0	8.1	6.4	1.4	0.3	91.9
1,000人以上	100.0	10.5	7.5	2.3	0.7	89.5
300～999人	100.0	7.4	6.0	1.2	0.2	92.6
100～299人	100.0	7.6	6.8	0.8	0.0	92.4
30～99人	100.0	5.3	4.6	0.6	0.1	94.7
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	3.3	3.2	-	0.1	96.7
建設業	100.0	8.2	7.7	0.3	0.1	91.8
製造業	100.0	6.7	5.1	1.0	0.6	93.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.3	2.3	0.0	0.0	97.7
情報通信業	100.0	16.5	7.1	8.7	0.7	83.5
運輸業,郵便業	100.0	9.1	9.1	0.0	0.0	90.9
卸売業,小売業	100.0	11.6	11.0	0.3	0.3	88.4
金融業,保険業	100.0	8.5	6.8	0.0	1.7	91.5
不動産業,物品賃貸業	100.0	11.1	10.7	0.4	0.0	88.9
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	12.3	6.8	5.4	0.1	87.7
宿泊業,飲食サービス業	100.0	6.2	6.1	0.0	0.0	93.8
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	5.1	5.0	-	0.0	94.9
教育,学習支援業	100.0	15.1	4.1	11.0	-	84.9
医療,福祉	100.0	2.8	2.8	0.0	-	97.2
複合サービス事業	100.0	5.0	5.0	-	-	95.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	5.9	5.0	0.9	0.0	94.1
平成27年調査計	100.0	8.4	7.0	1.1	0.2	91.6

2 定年制等

(1) 定年制

定年制を定めている企業割合は95.4%（前年92.6%）となっており、定年制の定め方別に定年制を定めている企業に占める割合をみると、「一律に定めている」が98.2%（同98.1%）、「職種別に定めている」が1.6%（同1.7%）となっている（第11表）。

第11表 定年制の有無、定年制の定め方別企業割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	定年制を定めている企業 ¹⁾	定年制の定め方			定年制を定めていない企業	
			一律に定めている	職種別に定めている	その他		
平成28年調査計	100.0	95.4	(100.0)	(98.2)	(1.6)	(0.2)	4.6
1,000人以上	100.0	99.7	(100.0)	(91.3)	(8.3)	(0.4)	0.3
300～999人	100.0	99.4	(100.0)	(94.8)	(4.9)	(0.3)	0.6
100～299人	100.0	97.7	(100.0)	(97.5)	(2.2)	(0.3)	2.3
30～99人	100.0	94.2	(100.0)	(99.0)	(0.9)	(0.1)	5.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	97.1	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	2.9
建設業	100.0	96.1	(100.0)	(99.6)	(0.2)	(0.2)	3.9
製造業	100.0	98.8	(100.0)	(99.8)	(0.2)	(0.0)	1.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	98.9	(100.0)	(97.7)	(2.3)	(-)	1.1
情報通信業	100.0	99.5	(100.0)	(99.8)	(-)	(0.2)	0.5
運輸業,郵便業	100.0	97.7	(100.0)	(96.3)	(2.3)	(1.3)	2.3
卸売業,小売業	100.0	92.0	(100.0)	(99.0)	(0.8)	(0.1)	8.0
金融業,保険業	100.0	99.3	(100.0)	(99.2)	(0.5)	(0.2)	0.7
不動産業,物品賃貸業	100.0	95.3	(100.0)	(97.1)	(2.7)	(0.2)	4.7
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	98.9	(100.0)	(99.5)	(0.4)	(0.1)	1.1
宿泊業,飲食サービス業	100.0	84.4	(100.0)	(99.6)	(0.4)	(-)	15.6
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	91.3	(100.0)	(99.7)	(0.3)	(-)	8.7
教育,学習支援業	100.0	97.0	(100.0)	(84.1)	(15.8)	(0.1)	3.0
医療,福祉	100.0	96.8	(100.0)	(97.2)	(2.8)	(0.0)	3.2
複合サービス事業	100.0	100.0	(100.0)	(98.6)	(1.4)	(-)	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	93.3	(100.0)	(97.8)	(2.2)	(-)	6.7
平成27年調査計	100.0	92.6	(100.0)	(98.1)	(1.7)	(0.3)	7.4

注：1) ()内の数値は、「定年制を定めている企業」を100とした割合である。

(2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、「65歳以上」を定年年齢とする企業割合は16.1%（前年16.9%）となっている。

企業規模別にみると、1,000人以上が6.7%（同6.0%）、300～999人が9.1%（同7.5%）、100～299人が11.6%（同10.6%）、30～99人が18.5%（同20.2%）となっている。産業別にみると、サービス業（他に分類されないもの）が27.1%（同28.5%）で最も高く、複合サービス事業が1.0%（同0.9%）で最も低くなっている。（第12表）

第12表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	一律定年制を定めている企業 ¹⁾		定年年齢階級							(再掲) 65歳以上
			60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳以上	
平成28年調査計	[98.2]	100.0	80.7	0.5	1.0	1.3	0.4	15.2	1.0	16.1
1,000人以上	[91.3]	100.0	90.4	0.9	0.9	1.0	0.1	6.7	-	6.7
300～999人	[94.8]	100.0	88.4	0.1	1.0	1.4	-	8.8	0.3	9.1
100～299人	[97.5]	100.0	85.0	0.7	1.0	1.7	-	11.1	0.5	11.6
30～99人	[99.0]	100.0	78.3	0.5	1.0	1.2	0.5	17.3	1.2	18.5
鉱業,採石業,砂利採取業	[100.0]	100.0	90.2	1.1	-	-	-	8.7	-	8.7
建設業	[99.6]	100.0	82.5	-	0.0	1.6	1.2	13.4	1.2	14.6
製造業	[99.8]	100.0	89.2	0.2	0.5	0.8	0.3	8.6	0.3	9.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[97.7]	100.0	90.6	-	1.3	0.6	1.2	5.2	1.2	6.3
情報通信業	[99.8]	100.0	88.0	1.2	-	-	-	9.6	1.2	10.8
運輸業,郵便業	[96.3]	100.0	69.6	1.4	3.6	1.8	1.1	22.1	0.4	22.5
卸売業,小売業	[99.0]	100.0	86.0	0.7	0.5	0.2	-	12.6	-	12.6
金融業,保険業	[99.2]	100.0	96.7	0.9	-	0.9	-	1.5	-	1.5
不動産業,物品賃貸業	[97.1]	100.0	88.7	-	0.4	1.2	-	9.8	-	9.8
学術研究,専門・技術サービス業	[99.5]	100.0	82.3	0.3	1.8	2.6	-	13.0	-	13.0
宿泊業,飲食サービス業	[99.6]	100.0	78.4	-	0.5	2.2	-	13.7	5.3	18.9
生活関連サービス業,娯楽業	[99.7]	100.0	85.8	1.6	0.5	1.6	-	10.6	-	10.6
教育,学習支援業	[84.1]	100.0	75.7	-	3.6	0.5	0.1	20.0	0.2	20.1
医療,福祉	[97.2]	100.0	70.5	0.3	0.7	2.1	0.6	23.6	2.2	25.8
複合サービス事業	[98.6]	100.0	98.6	-	0.4	-	-	1.0	-	1.0
サービス業(他に分類されないもの)	[97.8]	100.0	66.2	1.3	2.5	3.0	-	25.8	1.3	27.1
平成27年調査計	[98.1]	100.0	80.5	0.3	1.3	0.7	0.3	16.1	0.8	16.9

注：1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

(3) 一律定年制における定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度若しくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は94.1%（前年92.9%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.4%（同97.3%）、300～999人が97.2%（同97.7%）、100～299人が97.0%（同96.2%）、30～99人が92.9%（同91.2%）となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が100.0%（同100.0%）で最も高く、宿泊業、飲食サービス業が87.2%（同82.4%）で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は10.7%（同11.0%）、「再雇用制度のみ」の企業割合は70.5%（同71.9%）、「両制度併用」の企業割合は12.9%（10.0%）となっている。（第13表）

第13表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業割合

企業規模・産業・年	一律定年制を定めている企業 ¹⁾		制度がある企業	制度がある企業			制度がない企業	(再掲) 制度がある	
				勤務延長制度のみ	再雇用制度のみ	両制度併用		勤務延長制度（両制度併用を含む）	再雇用制度（両制度併用を含む）
平成28年調査計	[98.2]	100.0	94.1	10.7	70.5	12.9	5.9	23.6	83.4
1,000人以上	[91.3]	100.0	97.4	1.9	87.6	7.9	2.6	9.8	95.5
300～999人	[94.8]	100.0	97.2	3.9	84.4	8.8	2.8	12.7	93.3
100～299人	[97.5]	100.0	97.0	7.6	79.7	9.7	3.0	17.3	89.4
30～99人	[99.0]	100.0	92.9	12.6	65.9	14.4	7.1	27.0	80.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	100.0	4.3	81.5	14.1	-	18.5	95.7
建設業	[99.6]	100.0	92.1	17.2	64.2	10.7	7.9	27.9	74.9
製造業	[99.8]	100.0	96.0	9.1	76.9	10.0	4.0	19.1	87.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[97.7]	100.0	98.5	3.6	89.7	5.3	1.5	8.8	95.0
情報通信業	[99.8]	100.0	95.9	1.3	88.8	5.9	4.1	7.1	94.6
運輸業、郵便業	[96.3]	100.0	96.7	16.2	64.8	15.7	3.3	31.9	80.6
卸売業、小売業	[99.0]	100.0	95.3	9.8	73.2	12.2	4.7	22.1	85.4
金融業、保険業	[99.2]	100.0	98.8	1.1	94.5	3.2	1.2	4.3	97.7
不動産業、物品賃貸業	[97.1]	100.0	95.6	7.4	79.7	8.5	4.4	15.9	88.2
学術研究、専門・技術サービス業	[99.5]	100.0	93.3	7.0	82.4	3.9	6.7	10.9	86.3
宿泊業、飲食サービス業	[99.6]	100.0	87.2	18.2	53.3	15.7	12.8	33.9	69.0
生活関連サービス業、娯楽業	[99.7]	100.0	94.2	6.3	75.3	12.6	5.8	18.9	87.9
教育、学習支援業	[84.1]	100.0	89.6	6.5	70.5	12.7	10.4	19.1	83.2
医療、福祉	[97.2]	100.0	91.3	10.6	61.4	19.3	8.7	29.9	80.7
複合サービス事業	[98.6]	100.0	98.1	-	97.6	0.5	1.9	0.5	98.1
サービス業(他に分類されないもの)	[97.8]	100.0	95.3	14.7	64.4	16.2	4.7	30.9	80.6
平成27年調査計	[98.1]	100.0	92.9	11.0	71.9	10.0	7.1	20.9	81.9

注：1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

イ 勤務延長制度及び再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業割合は、勤務延長制度がある企業で56.9%（前年51.5%）、再雇用制度がある企業で81.9%（同83.8%）となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「66歳以上」を最高雇用年齢とする企業割合は、勤務延長制度がある企業で19.4%（同21.7%）、再雇用制度がある企業で9.9%（同9.2%）となっている。（第14表）

第14表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業割合

（単位：％）

定年後の措置、 企業規模・年	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ¹⁾		最高雇用 年齢を定めて いる企業 ²⁾		最高雇用年齢階級		最高雇用 年齢を定めて いない企業
					65歳	66歳 以上	
					勤務延長制度 ³⁾		
平成28年調査計	[23.6]	100.0	56.9	(100.0)	(80.6)	(19.4)	43.1
1,000人以上	[9.8]	100.0	75.6	(100.0)	(83.4)	(16.6)	24.4
300～999人	[12.7]	100.0	62.0	(100.0)	(79.4)	(20.6)	38.0
100～299人	[17.3]	100.0	58.7	(100.0)	(81.8)	(18.2)	41.3
30～99人	[27.0]	100.0	56.1	(100.0)	(80.3)	(19.7)	43.9
平成27年調査計	[20.9]	100.0	51.5	(100.0)	(78.3)	(21.7)	48.5
再雇用制度 ³⁾							
平成28年調査計	[83.4]	100.0	81.9	(100.0)	(90.1)	(9.9)	18.1
1,000人以上	[95.5]	100.0	92.3	(100.0)	(95.7)	(4.3)	7.7
300～999人	[93.3]	100.0	91.1	(100.0)	(94.9)	(5.1)	8.9
100～299人	[89.4]	100.0	84.6	(100.0)	(92.0)	(8.0)	15.4
30～99人	[80.3]	100.0	79.6	(100.0)	(88.6)	(11.4)	20.4
平成27年調査計	[81.9]	100.0	83.8	(100.0)	(90.8)	(9.2)	16.2

注：1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）

企業割合である。

2) ()内の数値は、「最高雇用年齢を定めている企業」を100とした割合である。

3) 「勤務延長制度」及び「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は83.1%（前年80.3%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は93.3%（同93.8%）、「26%以上」とする企業割合は6.1%（同6.1%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、1,000人以上が22.6%（同23.3%）、300～999人が13.5%（同13.2%）、100～299人が7.3%（同8.0%）、30～99人が4.5%（同4.3%）となっている。（第15表）

第15表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	時間外労働の割増賃金率の定め						
		定めて いる	時間外労働の割増賃金率の定め方				時間外労働 時間数等に 応じて異なる 率を定めて いる	定めて いない
			一律に 定めている ¹⁾	時間外労働の割増賃金率				
				25%	26%以上			
平成28年調査計	100.0	92.5	83.1	(100.0)	(93.3)	(6.1)	9.4	7.5
1,000人以上	100.0	97.0	83.3	(100.0)	(77.4)	(22.6)	13.8	3.0
300～999人	100.0	97.0	84.1	(100.0)	(86.4)	(13.5)	12.9	3.0
100～299人	100.0	93.7	84.8	(100.0)	(92.6)	(7.3)	8.8	6.3
30～99人	100.0	91.6	82.5	(100.0)	(94.7)	(4.5)	9.1	8.4
平成27年調査計	100.0	89.5	80.3	(100.0)	(93.8)	(6.1)	9.2	10.5

注：1) ()内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率及び代替休暇制度

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は27.4%（前年25.7%）となっており、そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は45.4%（同46.1%）、「50%以上」とする企業割合は53.4%（同53.2%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業のうち、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する代替休暇制度がある企業割合は20.7%（同20.6%）、代替休暇制度がない企業割合は79.3%（同79.4%）となっている。

中小企業該当区分別にみると、時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は中小企業で23.6%（同22.2%）、中小企業以外で48.7%（同42.5%）となっている。そのうち、時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は中小企業で58.8%（同59.3%）、中小企業以外で9.0%（同13.7%）、「50%以上」とする企業割合は中小企業で39.6%（同40.0%）、中小企業以外で90.6%（同85.9%）となっている。（第16表）

第16表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級、代替休暇制度の有無別企業割合

（単位：％）

企業規模・中小企業該当区分・年	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め						定めていない
			定めている ²⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率		代替休暇制度		
					25～49%	50%以上	制度あり	制度なし	
平成28年調査計	[92.5]	100.0	27.4	(100.0)	(45.4)	(53.4)	(20.7)	(79.3)	72.6
1,000人以上	[97.0]	100.0	85.7	(100.0)	(8.9)	(91.0)	(12.0)	(88.0)	14.3
300～999人	[97.0]	100.0	62.4	(100.0)	(15.9)	(84.0)	(16.1)	(83.9)	37.6
100～299人	[93.7]	100.0	32.3	(100.0)	(39.3)	(60.3)	(20.5)	(79.5)	67.7
30～99人	[91.6]	100.0	20.4	(100.0)	(62.4)	(35.4)	(23.3)	(76.7)	79.6
中小企業	[99.1]	100.0	23.6	(100.0)	(58.8)	(39.6)	(20.9)	(79.1)	76.4
中小企業以外	[98.9]	100.0	48.7	(100.0)	(9.0)	(90.6)	(20.1)	(79.9)	51.3
平成27年調査計	[89.5]	100.0	25.7	(100.0)	(46.1)	(53.2)	(20.6)	(79.4)	74.3

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

4 労働費用

(1) 労働費用総額

平成27年（又は平成26会計年度）の「労働費用総額」は常用労働者1人1か月平均416,824円となっている。

「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は80.9%、「現金給与以外の労働費用」の割合は19.1%となっている。（第17表）

第17表 常用労働者1人1か月平均労働費用

企業規模・産業・年	労働費用総額 ¹⁾		現金給与額		現金給与以外の労働費用	
	円	%	円	%	円	%
平成28年調査計	416,824	(100.0)	337,192	(80.9)	79,632	(19.1)
1,000人以上	481,077	(100.0)	375,888	(78.1)	105,189	(21.9)
300～999人	423,825	(100.0)	349,632	(82.5)	74,193	(17.5)
100～299人	374,117	(100.0)	309,863	(82.8)	64,254	(17.2)
30～99人	338,909	(100.0)	284,469	(83.9)	54,439	(16.1)
鉱業,採石業,砂利採取業	578,616	(100.0)	471,853	(81.5)	106,764	(18.5)
建設業	556,825	(100.0)	447,799	(80.4)	109,026	(19.6)
製造業	522,198	(100.0)	417,112	(79.9)	105,087	(20.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	764,951	(100.0)	526,997	(68.9)	237,954	(31.1)
情報通信業	721,807	(100.0)	537,810	(74.5)	183,997	(25.5)
運輸業,郵便業	403,411	(100.0)	327,008	(81.1)	76,403	(18.9)
卸売業,小売業	331,338	(100.0)	272,880	(82.4)	58,458	(17.6)
金融業,保険業	597,421	(100.0)	459,030	(76.8)	138,391	(23.2)
不動産業,物品賃貸業	417,818	(100.0)	340,069	(81.4)	77,749	(18.6)
学術研究,専門・技術サービス業	580,530	(100.0)	475,067	(81.8)	105,463	(18.2)
宿泊業,飲食サービス業	156,664	(100.0)	137,301	(87.6)	19,362	(12.4)
生活関連サービス業,娯楽業	255,884	(100.0)	217,480	(85.0)	38,403	(15.0)
教育,学習支援業	480,825	(100.0)	401,216	(83.4)	79,609	(16.6)
医療,福祉	367,240	(100.0)	313,553	(85.4)	53,687	(14.6)
複合サービス事業	463,141	(100.0)	329,010	(71.0)	134,131	(29.0)
サービス業(他に分類されないもの)	260,276	(100.0)	220,853	(84.9)	39,424	(15.1)
平成28 [※] 年調査計 ²⁾	415,165	(100.0)	334,319	(80.5)	80,846	(19.5)
23	414,428	(100.0)	337,849	(81.5)	76,579	(18.5)

注：1) ()内の数値は、「労働費用総額」を100とした割合である。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人(医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等)」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

(2) 現金給与以外の労働費用

「現金給与以外の労働費用」79,632 円の内訳は、「法定福利費」47,693 円、「退職給付等の費用」18,834 円、「法定外福利費」6,528 円などとなっている。

「現金給与以外の労働費用」に占める割合をみると、「法定福利費」59.9%、「退職給付等の費用」23.7%、「法定外福利費」8.2%などとなっている。(第18表)

第18表 常用労働者1人1か月平均現金給与以外の労働費用

企業規模・年	計	法定福利費	法定外福利費	現物給与の費用	退職給付等の費用	教育訓練費	その他の労働費用 ¹⁾
実額 (円)							
平成28年調査計	79,632	47,693	6,528	465	18,834	1,008	5,104
1,000人以上	105,189	53,254	9,237	435	29,016	1,519	11,729
300～999人	74,193	48,216	5,858	240	17,792	958	1,128
100～299人	64,254	43,641	4,963	1,035	12,712	731	1,173
30～99人	54,439	41,349	3,883	195	7,797	424	792
平成28 [※] 年調査計 ²⁾	80,846	48,507	7,438	567	18,331	1,112	4,890
23	76,579	44,770	8,316	595	20,813	1,038	1,046
構成比 (%)							
平成28年調査計	100.0	59.9	8.2	0.6	23.7	1.3	6.4
1,000人以上	100.0	50.6	8.8	0.4	27.6	1.4	11.2
300～999人	100.0	65.0	7.9	0.3	24.0	1.3	1.5
100～299人	100.0	67.9	7.7	1.6	19.8	1.1	1.8
30～99人	100.0	76.0	7.1	0.4	14.3	0.8	1.5
平成28 [※] 年調査計 ²⁾	100.0	60.0	9.2	0.7	22.7	1.4	6.0
23	100.0	58.5	10.9	0.8	27.2	1.4	1.4

注：1) 「その他の労働費用」とは、募集費、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く。）、表彰の費用等をいう。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

(3) 法定福利費

「法定福利費」47,693 円の内訳は、「厚生年金保険料」25,914 円、「健康保険料・介護保険料」16,881 円、「労働保険料」4,244 円などとなっている。

「法定福利費」に占める割合をみると、「厚生年金保険料」54.3%、「健康保険料・介護保険料」35.4%、「労働保険料」8.9%などとなっている。(第19表)

第19表 常用労働者1人1か月平均法定福利費

企業規模・年	計	健康保険料・介護保険料	厚生年金保険料	労働保険料	雇用保険にかかると		児童手当拠出金	障害者雇用納付金	法定補償費	その他の法定福利費 ¹⁾
					雇用保険にかかると	労災保険にかかると				
実額 (円)										
平成28年調査計	47,693	16,881	25,914	4,244	2,902	1,343	452	74	10	118
1,000人以上	53,254	18,864	29,132	4,469	3,223	1,246	503	117	6	164
300～999人	48,216	17,175	26,060	4,222	2,955	1,267	466	96	27	168
100～299人	43,641	15,360	23,633	4,121	2,709	1,412	411	50	8	58
30～99人	41,349	14,593	22,325	3,990	2,477	1,513	390	-	0	50
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	48,507	17,221	26,344	4,376	2,927	1,449	455	40	11	60
23	44,770	14,845	24,053	5,277	3,163	2,113	409	35	8	144
構成比 (%)										
平成28年調査計	100.0	35.4	54.3	8.9	6.1	2.8	0.9	0.2	0.0	0.2
1,000人以上	100.0	35.4	54.7	8.4	6.1	2.3	0.9	0.2	0.0	0.3
300～999人	100.0	35.6	54.0	8.8	6.1	2.6	1.0	0.2	0.1	0.3
100～299人	100.0	35.2	54.2	9.4	6.2	3.2	0.9	0.1	0.0	0.1
30～99人	100.0	35.3	54.0	9.6	6.0	3.7	0.9	-	0.0	0.1
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	100.0	35.5	54.3	9.0	6.0	3.0	0.9	0.1	0.0	0.1
23	100.0	33.2	53.7	11.8	7.1	4.7	0.9	0.1	0.0	0.3

注：1) 「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金基金掛金及び船員保険料（労働者負担分を除く。）等をいう。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28^{*}年調査計」を参照されたい。

(4) 法定外福利費

「法定外福利費」6,528 円の内訳は、「住居に関する費用」3,090 円、「医療保健に関する費用」877 円、「食事に関する費用」616 円などとなっている。

「法定外福利費」に占める割合をみると、「住居に関する費用」47.3%、「医療保健に関する費用」13.4%、「食事に関する費用」9.4%などとなっている。(第 20 表)

第 20 表 常用労働者 1 人 1 か月平均法定外福利費

企業規模・年	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用	食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 ¹⁾
実額 (円)										
平成28年調査計	6,528	3,090	877	616	383	552	128	222	161	500
1,000人以上	9,237	5,095	1,197	614	440	386	130	249	264	861
300～999人	5,858	3,003	694	659	412	346	95	212	61	378
100～299人	4,963	1,975	654	730	305	463	136	237	160	304
30～99人	3,883	731	691	475	328	1,102	146	172	73	164
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	7,438	3,673	909	597	406	684	156	247	201	566
23	8,316	4,110	958	759	379	556	169	266	158	961
構成比 (%)										
平成28年調査計	100.0	47.3	13.4	9.4	5.9	8.5	2.0	3.4	2.5	7.7
1,000人以上	100.0	55.2	13.0	6.6	4.8	4.2	1.4	2.7	2.9	9.3
300～999人	100.0	51.3	11.8	11.2	7.0	5.9	1.6	3.6	1.0	6.4
100～299人	100.0	39.8	13.2	14.7	6.1	9.3	2.7	4.8	3.2	6.1
30～99人	100.0	18.8	17.8	12.2	8.5	28.4	3.8	4.4	1.9	4.2
平成28 [*] 年調査計 ²⁾	100.0	49.4	12.2	8.0	5.5	9.2	2.1	3.3	2.7	7.6
23	100.0	49.4	11.5	9.1	4.6	6.7	2.0	3.2	1.9	11.6

注：1) 「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

2) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため平成23年と比較する場合は、「平成28^{*}年調査計」を参照されたい。

5 派遣労働者関係費用等

(1) 派遣労働者の受入状況

平成27年（又は平成26会計年度）の派遣労働者の受入企業は31.3%となっており、受入企業の派遣労働者割合は12.6%となっている。

派遣労働者受入企業の「1企業平均派遣労働者受入関係費用」は71,712千円となっており、「1人1か月平均派遣労働者受入関係費用」は241,051円となっている。（第21表）

第21表 派遣労働者受入れの有無別企業割合、受入企業の派遣労働者割合¹⁾、1企業平均派遣労働者受入関係費用及び1人1か月平均派遣労働者受入関係費用

企業規模・産業・年	(単位：%)					
	全企業	派遣労働者受入れ		受入企業の派遣労働者割合 ¹⁾	1企業平均派遣労働者受入関係費用(千円)	1人1か月平均派遣労働者受入関係費用(円)
		あり	なし			
平成28年調査計	100.0	31.3	68.7	12.6	71,712	241,051
1,000人以上	100.0	57.8	42.2	8.3	681,664	350,235
300～999人	100.0	52.9	47.1	10.7	118,604	223,398
100～299人	100.0	44.8	55.2	11.2	47,244	251,034
30～99人	100.0	24.4	75.6	32.6	31,836	166,419
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	12.2	87.8	7.9	62,962	317,878
建設業 ²⁾	100.0	20.5	79.5	13.2	73,152	238,728
製造業	100.0	48.4	51.6	10.7	71,362	288,409
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	39.7	60.3	2.5	88,491	328,524
情報通信業	100.0	46.7	53.3	16.1	241,229	482,802
運輸業、郵便業	100.0	20.9	79.1	12.2	61,143	145,919
卸売業、小売業	100.0	28.5	71.5	24.2	89,299	169,410
金融業、保険業	100.0	49.2	50.8	7.4	142,544	309,371
不動産業、物品賃貸業	100.0	32.6	67.4	10.9	52,329	177,844
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.5	56.5	11.3	113,458	399,463
宿泊業、飲食サービス業	100.0	18.0	82.0	48.4	21,893	42,885
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	20.7	79.3	12.4	20,658	122,646
教育、学習支援業	100.0	33.8	66.2	3.8	23,294	221,867
医療、福祉 ²⁾	100.0	23.9	76.1	4.1	12,940	167,131
複合サービス事業	100.0	35.8	64.2	4.2	21,262	125,178
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	25.1	74.9	14.4	52,121	279,842
平成28 [※] 年調査計 ³⁾	100.0	32.2	67.8	14.3	83,234	243,686
23	100.0	28.4	71.6	11.1	72,243	261,706

注：1) 「受入企業の派遣労働者割合」とは、1月1日現在で受入企業において期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）に対する、その前1年間に受け入れた派遣労働者の1か月平均の割合である。

2) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法律において、病院等における医業等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

3) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

(2) 派遣労働者数の変化

3年前（平成25年1月）又は現在（平成28年1月）派遣労働者がいる企業は36.3%であり、そのうち、派遣労働者数が「3年前と比べて増加した」企業は44.2%、「3年前と比べて減少した」企業は34.4%、「3年前と変わらない」企業は21.4%となっている。産業別に派遣労働者数の変化をみると、「3年前と比べて増加した」企業は、医療、福祉56.7%、複合サービス事業54.7%、情報通信業51.1%で5割を超え、13大産業で増加が減少を上回った。（第22表）

第22表 3年前と比べた派遣労働者数の変化別企業割合

企業規模・産業・年	全企業 ¹⁾	3年前又は現在派遣労働者がいる ²⁾	派遣労働者数の変化			3年前も現在も派遣労働者がいない
			3年前と比べて増加した	3年前と変わらない	3年前と比べて減少した	
			(単位：%)			
平成28年調査計	100.0	36.3 (100.0)	(44.2)	(21.4)	(34.4)	63.7
1,000人以上	100.0	69.0 (100.0)	(44.3)	(24.0)	(31.7)	31.0
300～999人	100.0	59.8 (100.0)	(48.0)	(22.2)	(29.8)	40.2
100～299人	100.0	50.4 (100.0)	(43.5)	(26.3)	(30.2)	49.6
30～99人	100.0	28.9 (100.0)	(43.8)	(18.6)	(37.6)	71.1
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	16.2 (100.0)	(31.1)	(11.5)	(57.4)	83.8
建設業 ³⁾	100.0	24.4 (100.0)	(40.4)	(21.6)	(38.0)	75.6
製造業	100.0	54.7 (100.0)	(39.7)	(23.3)	(36.9)	45.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	42.6 (100.0)	(49.0)	(25.6)	(25.4)	57.4
情報通信業	100.0	57.4 (100.0)	(51.1)	(20.1)	(28.7)	42.6
運輸業、郵便業	100.0	24.8 (100.0)	(39.9)	(23.9)	(36.3)	75.2
卸売業、小売業	100.0	33.5 (100.0)	(48.9)	(15.9)	(35.1)	66.5
金融業、保険業	100.0	56.6 (100.0)	(37.9)	(29.1)	(33.0)	43.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	39.3 (100.0)	(42.0)	(25.7)	(32.4)	60.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	50.4 (100.0)	(46.2)	(28.2)	(25.6)	49.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	22.0 (100.0)	(22.5)	(33.8)	(43.8)	78.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	22.2 (100.0)	(36.2)	(26.9)	(36.8)	77.8
教育、学習支援業	100.0	36.6 (100.0)	(46.6)	(34.6)	(18.7)	63.4
医療、福祉 ³⁾	100.0	27.4 (100.0)	(56.7)	(15.3)	(28.0)	72.6
複合サービス事業	100.0	38.8 (100.0)	(54.7)	(18.7)	(26.6)	61.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	32.2 (100.0)	(44.1)	(15.5)	(40.4)	67.8
平成28 [※] 年調査計 ⁴⁾	100.0	37.8 (100.0)	(42.4)	(21.5)	(36.1)	62.2
23	100.0	40.4 (100.0)	(21.1)	(18.1)	(60.8)	59.5

注：1) 「全企業」には、「派遣労働者数の変化」が「不明」の企業を含む。

2) ()内の数値は、「3年前又は現在派遣労働者がいる」を100とした割合である。

3) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法律において、病院等における医療等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

4) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

(3) 派遣、業務請負を活用する業務の変化

3年前（平成25年1月）から現在（平成28年1月）までの間の派遣、業務請負を活用する業務の変化（3つまでの複数回答）をみると、「3年前も現在も派遣労働者を活用しておらず、また、業務請負も実施していない」企業が62.3%、「自社の従業員で実施していた業務で派遣労働者を活用するようにした」企業が16.3%、「派遣労働者を活用していた業務を自社の従業員で実施するようにした」企業が11.1%などとなっている（第23表）。

第23表 3年前と比べた派遣、請負等を活用する業務の変化状況別企業割合

企業規模・産業	全企業	派遣、請負等を活用する業務の変化状況（3つまでの複数回答）										（単位：％） 務を3年前も現在も派遣労働者 請負で実施していない業
		した業務を業 務請負として 実施した	派遣労働者 を自社の雇 用した	派遣労働者 を自社の雇 用した	業務請負 を実施した	業務請負 を実施した	自社の雇 員で実施 した	自社の雇 員で実施 した	自社の雇 員で実施 した	自社の雇 員で実施 した	自社の雇 員で実施 した	
平成28年調査計	100.0	1.5	11.1	1.8	1.5	16.3	2.4	5.5	2.8	5.4	1.4	62.3
1,000人以上	100.0	7.7	22.6	4.0	3.1	30.5	7.5	14.1	5.6	10.8	1.6	30.3
300～999人	100.0	3.5	19.1	2.5	2.3	26.0	4.2	13.8	4.0	9.2	1.4	38.7
100～299人	100.0	2.1	14.9	2.5	1.4	24.0	3.7	6.0	3.1	7.9	2.7	47.3
30～99人	100.0	0.9	8.9	1.4	1.3	12.6	1.7	4.3	2.6	4.1	0.9	70.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	0.8	8.5	2.1	-	2.9	-	-	-	7.2	0.8	81.6
建設業 ¹⁾	100.0	0.6	4.9	0.5	0.6	10.1	0.7	4.1	5.6	1.8	0.4	75.4
製造業	100.0	1.8	19.2	2.8	2.0	23.4	2.7	7.5	5.9	8.4	1.6	44.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.6	10.3	2.8	3.8	20.1	6.2	3.9	0.4	12.2	0.4	49.5
情報通信業	100.0	7.3	11.3	3.5	3.8	21.8	8.9	17.5	7.4	8.2	2.1	37.5
運輸業、郵便業	100.0	0.7	8.6	0.6	0.1	10.7	0.5	7.6	1.4	3.5	0.1	75.5
卸売業、小売業	100.0	1.7	10.3	1.5	0.8	15.0	1.3	4.7	2.2	4.1	1.4	66.0
金融業、保険業	100.0	1.9	15.0	1.6	1.8	24.9	2.5	11.2	1.8	12.0	1.7	43.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	2.4	14.4	0.2	1.2	20.5	4.1	5.6	2.1	3.8	0.8	59.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	0.6	14.7	5.5	3.6	21.5	6.6	9.4	2.5	4.9	1.6	49.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0.4	10.8	0.4	0.7	5.6	2.5	1.5	0.1	2.6	1.7	75.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	0.2	8.5	0.1	0.1	10.1	3.7	3.6	0.7	6.3	0.6	74.5
教育、学習支援業	100.0	3.3	9.6	2.1	2.3	18.9	6.2	3.4	0.5	7.1	1.0	61.1
医療、福祉 ¹⁾	100.0	0.9	7.1	1.2	2.2	15.9	1.8	1.9	0.4	5.1	1.7	69.5
複合サービス事業	100.0	0.9	11.7	-	1.4	21.7	1.4	4.2	0.5	6.1	0.6	61.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.0	6.3	3.0	1.2	14.2	2.3	6.2	3.1	4.1	1.9	66.9

注：1) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法律において、病院等における医療等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

(4) 派遣労働者が担当している業務の今後の予定

現在派遣労働者を受け入れている企業について、現在派遣労働者が担当している業務の今後3年間の予定（3つまでの複数回答）をみると、「引き続き派遣労働者を活用する」77.2%、「現在受け入れている派遣労働者を自社従業員として直接雇用する」32.7%、「現在受け入れている派遣労働者以外の者を新たに自社従業員として雇用する」21.5%などとなっている（第24表）。

第24表 現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定別企業割合

企業規模・産業・年	全企業 ¹⁾	現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定（3つまでの複数回答）								現在派遣労働者を受け入れている
		現在派遣労働者を受け入れている ²⁾		現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定（3つまでの複数回答）						
		引き続き派遣労働者を活用する	現在受け入れている派遣労働者を自社従業員として直接雇用する	現在受け入れている派遣労働者以外の者を新たに自社従業員として雇用する	現在派遣労働者を活用している業務を、現在いる自社従業員で実施する（新たな自社従業員の雇入れをしない）	派遣労働者を活用している業務を業務請負に切り替える	現在派遣労働者が担当している業務を廃止する			
平成28年調査計	100.0	32.2 (100.0)	(77.2)	(32.7)	(21.5)	(12.8)	(2.7)	(1.3)	67.8	
1,000人以上	100.0	66.1 (100.0)	(89.8)	(31.0)	(19.0)	(13.4)	(5.4)	(2.0)	33.9	
300～999人	100.0	56.6 (100.0)	(85.0)	(31.7)	(19.2)	(10.7)	(3.5)	(1.0)	43.4	
100～299人	100.0	46.4 (100.0)	(75.7)	(39.0)	(24.0)	(14.9)	(2.9)	(1.4)	53.6	
30～99人	100.0	24.7 (100.0)	(75.3)	(29.5)	(20.9)	(12.0)	(2.3)	(1.3)	75.3	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	14.1 (100.0)	(86.7)	(43.2)	(7.6)	(15.3)	(-)	(-)	85.9	
建設業 ³⁾	100.0	20.7 (100.0)	(81.0)	(33.4)	(14.2)	(9.8)	(1.3)	(5.7)	79.3	
製造業	100.0	47.8 (100.0)	(81.3)	(34.8)	(17.4)	(12.1)	(2.3)	(1.7)	52.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.5 (100.0)	(77.9)	(10.4)	(13.8)	(19.0)	(4.3)	(3.1)	62.5	
情報通信業	100.0	52.5 (100.0)	(78.6)	(13.5)	(21.5)	(21.5)	(6.9)	(1.7)	47.5	
運輸業、郵便業	100.0	22.3 (100.0)	(71.0)	(33.4)	(42.0)	(23.6)	(1.8)	(0.1)	77.7	
卸売業、小売業	100.0	29.7 (100.0)	(76.6)	(30.8)	(22.8)	(7.7)	(1.5)	(1.2)	70.3	
金融業、保険業	100.0	51.1 (100.0)	(90.3)	(30.1)	(15.8)	(8.9)	(0.9)	(0.5)	48.9	
不動産業、物品賃貸業	100.0	34.5 (100.0)	(75.0)	(28.7)	(22.7)	(22.0)	(5.6)	(0.5)	65.5	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	44.4 (100.0)	(81.2)	(32.1)	(17.4)	(20.0)	(3.8)	(0.8)	55.6	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	19.5 (100.0)	(61.8)	(23.8)	(30.3)	(12.0)	(0.3)	(0.1)	80.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	20.0 (100.0)	(84.2)	(21.9)	(10.9)	(24.5)	(4.3)	(-)	80.0	
教育、学習支援業	100.0	35.2 (100.0)	(81.8)	(17.1)	(15.9)	(11.4)	(0.5)	(1.5)	64.8	
医療、福祉 ³⁾	100.0	25.0 (100.0)	(67.0)	(48.8)	(34.2)	(11.4)	(1.1)	(1.1)	75.0	
複合サービス事業	100.0	35.4 (100.0)	(84.1)	(20.1)	(20.6)	(15.0)	(-)	(2.7)	64.6	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	27.8 (100.0)	(77.7)	(29.4)	(7.4)	(7.2)	(10.5)	(-)	72.2	
平成28 [※] 年調査計 ⁴⁾	100.0	33.4 (100.0)	(77.8)	(32.2)	(20.9)	(12.6)	(3.1)	(1.2)	66.6	
23	100.0	26.2 (100.0)	(75.9)	(26.8)	(15.4)	(20.2)	(6.0)	(1.7)	73.5	

注：1) 「全企業」には、「現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定」が「不明」の企業を含む。

2) ()内の数値は、「現在派遣労働者を受け入れている」を100とした割合である。

3) 建設業務への労働者派遣については「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）において禁止されているが、施工管理業務や建設現場の事務職員が行う業務等は、労働者派遣の対象となる。

また、同法律において、病院等における医療等医療関連業務への労働者派遣について原則禁止されているが、医療事務等の業務については労働者派遣の対象となる。

4) 平成26年調査以前は、「会社組織以外の法人（医療法人、社会福祉法人、各種の協同組合等）」及び「複合サービス事業」を調査対象としていないため、平成23年と比較する場合は、「平成28[※]年調査計」を参照されたい。

主な用語の定義

「常用労働者」

次の①、②又は③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、当該年の前年の11月及び12月（「平成28年」であれば、「平成27年11月及び12月」）の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

「パートタイム労働者」

1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

企業1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の（ア）～（ウ）の制度をいう。

（ア）「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

（イ）「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

（ウ）「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務延長制度」

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

「再雇用制度」

定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考)労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額	又は	常時使用する 労働者数(※)
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(例)製造業(その他の業種)の場合

資本金	労働者数	中小企業 or大企業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5億円	100人	中小企業
5億円	500人	大企業

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしな。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

「労働費用」

使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用(企業負担分)をいい、「現金給与額」、「法定福利費」、「法定外福利費」、「現物給与の費用」、「退職給付等の費用」等をいう。

「法定福利費」とは、法律で義務づけられている社会保障制度の費用(企業負担分)をいい、「健康保険料」、「介護保険料」、「厚生年金保険料」、「労働保険料」等をいう。

「法定外福利費」とは、法律で義務づけられていない福利厚生関係の費用で、「住居に関する費用」、「医療保健に関する費用」、「食事に関する費用」、「慶弔見舞い等の費用」等をいう。

「派遣労働者関係費用」

労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号))にいう派遣元事業主から派遣労働者を受け入れている場合、労働者派遣の対価として派遣元事業主に支払っている派遣料金の総額をいう。